

一人親方労災保険団体設立について

北本市商工会では、土木・大工・左官・とび・電気工事等の建設業で従業員を使用していない方（いわゆる一人親方）を対象に、一人でも労災に加入できるよう、一人親方労災保険（建設）の団体を設立したいと考えています。

一人親方団体を設立するには、団体の構成員を集め労働局の認可を得る必要がありますので、設立準備にあたり加入希望者を把握するアンケートを実施いたします。

加入を希望される方は、下記に必要事項をご記入の上、**10月31日（金）**までにFAXでのご回答をお願いいたします。

加入条件

- ① 北本市商工会の会員であること。
- ② 建設の事業を常態としていて、従業員（家族は除く）を雇用していない方。
※臨時で従業員を雇用する場合は、雇用する日の合計が年間100日を超えないこと。

給付内容

業務中に怪我をした	傷病が治る、または症状固定まで治療が全額無料
仕事を休業した	休業4日目から給付基礎日額の80%が支給（完全労働不能時）
後遺障害がある	等級に応じた年金または一時金の給付
死亡した	遺族の状況に応じた年金または一時金の給付
その他	通勤災害、葬祭料や介護補償給付など各種給付・特別支給金制度

保険料

※令和7年度の第二種特別加入保険料率【特2】17/1,000を基に計算（単位：円）

給付基礎日額	年間保険料	給付基礎日額	年間保険料	給付基礎日額	年間保険料
3,500	21,709	8,000	49,640	16,000	99,280
4,000	24,820	9,000	55,845	18,000	111,690
5,000	31,025	10,000	62,050	20,000	124,100
6,000	37,230	12,000	74,460	以上13種より選択	
7,000	43,435	14,000	86,870	※給付基礎日額とは、加入される方の所得等の1日の平均額目安です。	

※加入希望者が設立に必要な人数に達した際には、希望者の方には改めてご連絡差し上げます。

※事務手数料は確定しておりませんが、年間10,000円程度を予定しております。

一人親方の労災保険加入希望調査回答

北本市商工会 行



北本市商工会が一人親方労災の団体を設立したときは加入を希望します。

名 前	住 所	連絡先（携帯番号）

※設立に必要な人数に達しない時は一人親方労災を取り扱えないことになります。ご了承ください。

回答・お問合せは…



北本市商工会

〒364-0002 北本市宮内7-148

FAX 048-591-4043



048-591-4461